

# ○大府市DV民間一時保護施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夫、恋人等の親密な関係にある男性からの暴力から、女性を守るために民間で運営されている一時保護施設（以下「民間シェルター」という。）の事業を支援するための補助金の交付に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、民間シェルターを運営する大府市内の団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一時保護の用に供する専用の施設であり、入所者を2週間以上継続して入所させ、食事や宿泊のための設備を有していること。
- (2) 夜間を含め、入所者と緊密な連絡が取れる体制を有していること。
- (3) 規約を定め運営されている団体であること。
- (4) 民間シェルターとして1年以上の実績を有していること。

(対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、民間シェルターとして設置されている建物及び運営事務所の賃借料（以下「家賃」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、1年間の家賃の総額に2分の1を乗じた額を限度とし、予算の範囲内で行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。